

## 保育の必要性が変更になった場合

父:就労(月150時間勤務)  
母:就労(月80時間勤務)

母、退職

母、転職

父:就労(月150時間勤務)  
母:求職活動中

申請が必要

母の保育の必要性が「就労」→  
「求職活動」に変更となるため、  
変更認定申請が必要です。

父:就労(月150時間勤務)  
母:就労(月70時間勤務)

申請が原則不要

父母ともに保育の必要性が就労  
のままのため、変更認定申請は  
不要です。

### 提出するもの

- ・世帯状況届
- ・父母両方の保育の必要性を証明する書類
- ・給付認定等変更申請書兼変更届出書

※ 世帯状況届の【札幌市からの連絡事項】に記載がある場合は、記載されている書類も一緒に提出してください。

### 【提出先】

#### 2・3号認定を受けている方

お住まいの区の保健センター 子ども家庭福祉係

#### 新2・3号認定を受けている方

#### 札幌市子ども・子育て支援事務センター

〒060-0007 札幌市中央区北7条西13丁目9-1 塚本ビル7号館7階

※郵送のみで受付しております。直接の持ち込みはご遠慮ください。

様式は「札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス」からダウンロードすることができます。

札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス

検索

[https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure\\_view.asp?ProcID=2213](https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=2213)